

# 熊本県森林吸収量認証制度実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、熊本県地球温暖化の防止に関する条例（平成22年熊本県条例第16号。以下「条例」という。）第20条及び熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則（平成22年熊本県規則第25号。）第15条に規定する森林の保全及び整備による二酸化炭素の森林吸収に係る認証制度（「熊本県森林吸収量認証制度」という。）を定めることにより、企業等による森林の保全及び整備を促進し、もって地球温暖化の防止等の森林の公益的機能の持続的発揮に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 森林 熊本県（以下「県」という。）内に所在する森林をいう。
- (2) 企業等 法人格を有する企業のほか、熊本県知事（以下「知事」という。）が適当と認める団体をいう。
- (3) 森林ボランティア団体 森林の整備や保全活動をボランティアで行うNPO法人や地域住民や農林業者の組織する任意の団体をいう。
- (4) 森林所有者等 森林法第2条第2項の規定に定める者又はその者から森林経営を委託されるなど所有権以外の権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者（以下「森林所有者以外の者」という。）をいう。
- (5) 企業等の森づくり協定 企業等と森林所有者等との間で締結した森林の整備に関する協定で、協定書（第1号様式）に沿った内容で締結したものをいう。
- (6) 森林整備活動 前号の協定又は森林ボランティア団体が森林所有者等との同意に基づき行う、植栽、萌芽整理等の森林の造成・更新行為及び下刈、除伐、間伐等の森林の保育行為をいう。
- (7) 二酸化炭素吸収量 企業等が第5号の協定又は同意に基づき森林整備活動を実施した森林により吸収されると考えられる二酸化炭素の量で、第4条の規定により算出した数値をいう。
- (8) 森林吸収量認証 前号の二酸化炭素吸収量について、知事が第5条に規定する認証を行い、森林吸収量認証書（様式第2号。以下「認証書」という。）を交付することをいう。

(認証の申請)

第3条 森林吸収量認証を受けようとする企業等（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した認証申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）を知事に提出するものとする。

- (1) 申請者の企業等の名称及び代表者の職・氏名、所在地
- (2) 森林整備活動を実施した森林（以下「整備対象森林」という。）の詳細（森林所有者等の氏名・名称、森林所在地、樹種、林齢、面積）
- (3) 森林整備活動の内容（実施項目、実施時期、参加者数、実施費用）
- (4) その他第5条第1項の認証を行うにあたり必要な事項

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面又は書類を添付するものとする。

- (1) 協定書及び森林整備活動の実施に係る計画書の写し。但し、申請者が森林ボランティア団体の場合は、森林所有者等の同意書の写しでも可とする。
- (2) 整備対象森林の区域の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面
- (3) 整備対象森林の種類別の位置、面積及び実施時期を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面
- (4) 請求書、領収書、支払証明書など森林整備費用を支払ったことを証する書類
- (5) 整備対象森林の実施前、実施中、現況の写真
- (6) 森林ボランティア団体は、規約等及び直近の総会資料
- (7) その他前各号の内容を補足する図書

3 企業等が締結した森づくり協定の相手方が森林所有者以外の者である場合には、前項に定める添付書類のほか次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 森林所有者との間に長期間森林施業の受委託契約等を締結していることを証する書類
- (2) 企業等との森林整備に関する協定の締結及び協定の内容について森林所有者の同意を得ていることを証する書類

4 前3項の申請書及び添付書類は、森林整備活動を実施した日の属する年度の翌年度4月1日から6月30日までの期間内に提出するものとする。

(吸収量の算定)

第4条 知事は、次式に基づき別表1の林齢及び樹種の区分別に算定した数値に、整備対象森林の面積を乗じて、1年分の二酸化炭素吸収量を算定するものとする。

$$\text{二酸化炭素吸収量} = \text{幹の成長量} \times \text{拡大係数} \times \text{容積密度} \times \text{炭素含有率} \times \text{CO}_2 \text{ 換算率} \times \text{施業面積}$$

○幹の成長量：森林1ヘクタール当たりの1年間の幹材積の成長量（ $\text{m}^3/\text{ha} \cdot \text{年}$ ）

- 拡大係数　：幹材積を枝・葉・根を含む全体の体積に換算する係数
- 容積密度　：体積当たりの乾燥重量（t/m<sup>3</sup>）
- 炭素含有率：乾燥重量に占める炭素の比率（0.5）
- 二酸化炭素換算率：炭素（C）から二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）に換算する係数（44/12）

（認証）

第5条 知事は、第3条の申請が次の各号に掲げる要件をすべて満たしていると認められるときは、これを認証する。

- (1) 企業等と森林所有者等が企業等の森づくり協定を締結したこと。（企業等が森林所有者以外の者と協定を締結した場合にあっては、協定の締結及びその内容について森林所有者の同意を得ていること。）
- (2) 整備対象森林が、企業等の森づくり協定の対象森林であること。
- (3) 整備対象森林の面積の合計が0.1ヘクタール以上であること。
- (4) 森林整備活動が企業等の森づくり協定締結後、かつ、原則として申請日の属する年度の前年度に行われていること（過去に認証されている活動は除く）。
- (5) 企業等が社員等の参加により自ら森林整備活動を行ったこと又は企業等が森林整備を行うための費用を協定の相手方である森林所有者等に提供したものであること。
- (6) 森林整備活動の内容が、森林整備活動の実施に係る計画書と整合がとれたものであること。
- (7) 行われた森林整備活動が適切であり、健全な森林として生育することが期待できるものであること。
- (8) 申請時点での現況が森林であり、協定期間中に開発等土地の改変が行われる予定がないこと。
- (9) 申請時点で森林所有者等の異動などの予定がない、若しくは異動により森林経営の継続性の確保が困難な状況になる見込みがないこと。
- (10) その他、認証を行うに当たって支障がないこと。

2 前項について、企業等の森づくり協定の締結によらない森林ボランティア団体の申請の場合は、前項の(1)、(2)、(4)、(5)、(6)、及び(8)は以下のとおりとする。

- (1) 森林ボランティア団体が森林所有者等の同意を得たこと。（森林ボランティア団体が森林所有者以外の者の同意を得ている場合にあっては、同意書の内容について森林所有者の同意を得ていること。）
- (2) 整備対象森林が、同意を得ている対象森林であること。
- (4) 森林整備活動が森林所有者の同意後、かつ、原則として申請日の属する年度の前年度に行われていること（過去に認証されている活動は除く）。

- (5) 森林ボランティア団体が自ら森林整備活動を行ったこと又は森林ボランティア団体が森林整備を行うための費用を同意の相手方である森林所有者等に提供したものであること。
  - (6) 森林整備活動の内容が、森林整備活動の実施に係る同意書と整合がとれたものであること。
  - (8) 申請時点での現況が森林であること。
- 3 知事は、提出された申請書及び添付書類の審査を行うとともに、必要に応じて整備対象森林における施業の実施状況や樹木の生育状況を把握するための現地調査を実施する。
- 4 知事は、前項の審査又は調査の結果、第1項の認証の可否を決定することとし、申請の締め切り後2か月以内に申請者に対して認証の可否を通知する。この場合、認証書の交付をもってこれに替えることができるものとする。

(認証状況の整備・公表)

第6条 知事は、前条により認証したときは、認証台帳（様式第4号）を整備し、次の各号に掲げる事項を遅滞なく県のホームページに掲載する。

- (1) 認証された企業等の名称及び住所
- (2) 森林の所在地
- (3) 森林所有者等の氏名（個人所有者の場合は除く。）
- (4) 森林整備の概要
- (5) 認証した二酸化炭素吸収量
- (6) 認証年月日

(認証書の利用)

第7条 企業等は、認証書を次の各号に掲げるとおり利用できるものとする。

ただし、認証書は、熊本県が森林の二酸化炭素吸収量を評価・認証するものであり、他法令等で定める制度には利用できない。

また、認証書を第三者に販売又は譲渡した場合には無効とする。

- (1) 協定に基づく森林整備活動を実施した場合、条例第20条に定める補完的手段を実施したものとして、条例第18条に定める事業活動温暖化対策実施状況報告書に添付すること。
- (2) 全ての企業等は、認証書を社会貢献活動の証として広く広報活動等に用いること。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に企業・法人等との協働の森づくりに関する指針（平成20年12月24日施行。）に基づき企業等の森づくり協定を締結している者については、平成21年4月1日から適用する。
- 3 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和3年（2021年）8月20日から施行する。



様式第1号（第2条関係）

## 森林の整備等に関する協定書

企業等〇〇〇（以下「甲」という。）と森林所有者等〇〇〇（以下「乙」という。）は、〇〇〇における森づくりを協働で進めることについて、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、第2条に定める森林において甲（乙）が実施する植樹及び間伐等の森づくり活動を通じて社会貢献を行うこと（並びに地域社会との交流を図ること）により、地域の発展に寄与することを目的とする。

### （協定区域）

第2条 この協定により、甲（乙）が森づくり活動を行う森林は、次の各号に掲げるとおりとし、この森林の名称を「〇〇〇」という。

- （1）所在地 熊本県〇〇〇
- （2）面積 〇〇〇ヘクタール
- （3）図面 別紙のとおり

### （協定期間）

第3条 森づくり活動の実施期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、甲又は乙から当該期間を延長したい旨の申し出があった場合は、甲及び乙が協議のうえ、当該期間を延長することができるものとする。

### （活動の実施）

第4条 森づくり活動の内容は、次に掲げるとおりとし、甲及び乙が協議のうえ別途定める「〇〇〇」活動計画に基づき実施するものとする。

- （1）森林整備（地拵え、植栽、下刈、間伐、作業道の開設・・・）
- （2）管理業務（巡回、安全対策、防火対策等・・・）
- （3）環境整備（休憩小屋、ベンチ、看板等の設置・・・）
- （4）〇〇の社員等と協働して行う森林保全活動等
- （5）その他、森づくり活動に必要なと認める事業

### （実施の主体）

第5条 森づくり活動の実施主体は、次のとおりとする。（甲及び乙が協議して別途定めるものとする。）

事業内容	事業実施主体	主たる費用負担者
(1) 森林整備		
(2) 管理業務		
(3) 環境整備		
(4) 協働森林保全活動等		
(5) その他		

2 甲（乙）は、事業の一部を第三者に委任又は請け負わせることができるものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、協定期間中に乙が実施する事業（第5条の規定により主たる費用負担者が甲である事業に限る。）に係る費用について、〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）を限度として支払うものとする。（甲及び乙が協議して別途定めるものとする。）

2 各年度において甲が乙に支払う森づくり活動に要する費用は、次の金額を基本とし、各年度の開始前に甲乙協議のうえ定めるものとする。

令和 年度 〇〇〇千円  
令和 年度 〇〇〇千円  
令和 年度 〇〇〇千円  
令和 年度 〇〇〇千円  
令和 年度 〇〇〇千円

3 乙が実施した森づくり活動に係る費用については、乙が甲に対し、事業実績報告書等を添えて事業の実施に要した金額を提示し、甲は寄付金として当該金額を乙の指示に従って支払う。

4 甲は、必要があると認めた場合は、乙に対し各事業の実施状況、費用負担の内訳その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。この場合、乙はこれに協力しなければならない。

（立木等の財産の帰属）

第7条 区域内に植樹する樹木及び間伐材等並びに甲が設置若しくは補修を行った工作物（道路等）は契約期間中、契約満了後又は契約が解約され若しくは解除された場合のいずれの時においても、乙の所有に帰属するものとする。

（森林所有者等の責務）

第8条 乙は、第3条に定める協定期間内において立木の伐採、開発等の土地の改変行為を行わないよう努めなければならない。ただし、公共事業等やむを得ない事由により立木の伐採若しくは他の用途に転用する場合は、あらかじめ甲に通知し協議しなければならない。

2 協定期間中に対象森林の所有権を移転又は貸借する場合には、あらかじめ甲の承諾を得るとともに、乙は、所有権を取得する者又は貸借を受ける者に対して、この協定を継承させるものとする。



(信義誠実の尊重)

第9条 甲及び乙は、相互に協力し、誠実にこの協定内容を履行するものとする。

(その他の事項)

第10条 この協定の履行に必要な事項であって、この協定に定めのないもの及び協定の事項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して別途定めるものとする。

この協定の証として、この証書を2（3）通作成し、甲、乙（及び立会人）の署名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙



## 熊本県森林吸収量認証書

（申請者） 様

※1 企業等の森づくり協定に基づき、令和 年度に整備された森林による二酸化炭素吸収量は、次のとおりであることを認証します。

※1 下線部分については、企業等の森づくり協定に基づく申請者の場合に限る。

二酸化炭素吸収量 t - CO<sub>2</sub> / 年

令和 年 月 日

熊本県知事 蒲島 郁夫 印

(証書の裏面)

## 1 認証内容

(1) 協定者

※2

(2) 協定期間

※2

(1 3) 協定森林の所在地

※2

(2 4) 樹種・林齢

※2

(3 5) 施業時期 (年度)

※2

(4 6) 施業内容

※2

(5 7) 施業面積

※2

ha

※2 下線部分については、企業等の森づくり協定に基づく申請者の場合に限る。

## 2 二酸化炭素吸収量の算定

I P C Cガイドラインに準拠した次式に基づいて林齢別・樹種別に算定した1ヘクタール当たりの1年間の二酸化炭素吸収量の数値に、森林整備面積を乗じて算定しています。

二酸化炭素吸収量 = ①成長量 × ②拡大係数 × ③容積密度 × ④炭素含有率 × ⑤二酸化炭素換算係数

## 3 認証書の利用に関する事項

この認証書は、申請者の社会貢献活動の証として、熊本県が森林の二酸化炭素吸収量を評価・認証するものですので、他の制度とは関わりがありません。

また、この認証書を第三者に販売又は譲渡した場合には効力を有しません。

整理番号 ー

様式第3号（第3条第1項関係）

※整理番号は、空欄とすること

年 月 日

## 熊本県森林吸収量認証申請書

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

申請者 所 在 地

名 称

代表者職・氏名

令和 年度に下記のとおり整備した森林による二酸化炭素吸収量の認証を受けたいので、熊本県森林吸収量認証制度実施要綱第3条第1項の規定により申請します。

### 添付図書

- 企業等の森づくり協定書及び森林整備活動の実施に係る計画書の写し
- 森林所有者等の同意を得ていることを証する書類（同意書）の写し（森林ボランティア団体、且つ企業等の森づくり協定に基づかない場合）
- 位置図（整備対象森林の区域の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面）
- 施業図（整備対象森林の種類別の位置、面積及び実施時期を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面）
- 請求書、領収書、支払証明書など森林整備費用を支払ったことを証する書類
- 整備対象森林の実施前、実施中、現況の写真
- 森林所有者との間に長期間森林施業の受委託契約等を締結していることを証する書類（森林所有者以外の者が協定の相手方である場合）
- 企業等との森林整備に関する協定の締結及び協定の内容について森林所有者の同意を得ていることを証する書類（森林所有者以外の者が協定の相手方である場合）
- 連絡先（電話番号、所属・担当者名等）
- その他（ ）

※申請書や添付図書に漏れや記載ミス等がないよう注意願います。

協定期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで					
森林の所有者等 (協定締結又は同意の相手方)						
森林の所在地						
森林の概況 (整備前)	区分		樹種		林齢	
	状況等					
森林整備の状況	時期	令和 年 月 日～令和 年 月 日				
	内容					
	面積	ha				
参加者数・支援費用	参加者数 (自己整備の場合)	(社員：社員家族：その他) 人 ( : : )				
	支援費用 (費用提供の場合)	千円 (使途の内訳 : )				
森林経営の継続性	予定されている ・ 予定されていない					

- 注1 「協定期間」欄には、企業等の森づくり協定の期間を記入すること。(企業等の森づくり協定を締結している場合のみ記入)
- 2 「森林の所在地」欄には、当該地の「市町村・大字・地番」を記入すること。
- 3 「森林の概況」欄の「区分」は、人工林・天然林・無立木地・竹林の別とし、整備前の状況、問題点等を記入すること。  
「樹種」は、「スギ・ヒノキ・広葉樹」の区分に記入すること。  
「林齢」の欄は、実施年における森林整備実施後の林齢(下記の分類)により二酸化炭素の吸収量が違ってくるので、森林整備面積の樹木に林齢が違う樹木が複数ある場合は、下記の例の記載方法のように記入すること。(吸収される二酸化炭素の量の算定に必要となります。)  
※林齢とは、森林の樹木の年齢をいい、苗木を植栽した年度を1年生とし、以後2年生、3年生と数えていく。  
(分類) 1～5、6～10、11～15、16～20のように5年生の分類ごとに吸収量が変化。  
(例) 森林整備面積 5ha 林齢 2年生～8年生、うち林齢2年生～5年生 3ha 6年生～8年生 2ha  
(記載方法) 2～5 3ha 6～8 2ha
- 4 「整備」欄中、「内容」欄には、植栽、下刈り、除伐、間伐、枝打ちの区分別に、実施した内容(植栽樹種・本数、間伐本数、枝打ち本数等)を記入すること。
- 5 「整備」欄中、「面積」欄には、整備した面積(小数点以下第3位を四捨五入し2位止め)を「内容」欄に記載した区分ごとに記入すること
- 6 「参加者数・支援費用」欄には、企業等が社員等の参加により自ら森林整備活動を行った場合には参加者数を、企業等が森林整備を行うための費用を森林所有者等に提供した場合には支援費用を記入すること。
- 7 「森林経営の継続性」の欄には、協定期間中に開発等土地の改変が行われる予定や、森林所有者等の異動などの予定(若しくは異動により森林経営の継続性の確保が困難な状況になる見込みの有無を含む)の有無を記入すること。

二酸化炭素吸収量＝①蓄積増分×②拡大係数×③容積密度×  
④炭素含有率×⑤二酸化炭素換算係数

林齢別、樹種別の1ha当たりの二酸化炭素吸収量(CO<sub>2</sub>-t/ha/年)

齢級	林齢	スギ	ヒノキ	広葉樹
1	1～5	2.93	4.22	5.96
2	6～10	2.93	4.22	8.34
3	11～15	7.45	7.86	11.92
4	16～20	10.61	11.64	11.12
5	21～25	9.93	12.11	7.53
6	26～30	11.88	14.20	6.10
7	31～35	13.12	14.90	5.02
8	36～40	11.35	12.11	3.94
9	41～45	8.87	10.48	3.23
10	46～50	7.27	8.38	2.15
11	51～55	5.50	6.05	1.79
12	56～55	4.26	4.89	1.43
13	61～65	4.96	4.42	1.08
14	66～70	3.01	3.26	1.08

① 林齢別、樹種別連年成長量(m<sup>3</sup>/ha)……1年間の成長量

齢級	林齢	スギ	ヒノキ	広葉樹
1	1～5	2.60	2.90	3.00
2	6～10	2.60	2.90	4.20
3	11～15	6.60	5.40	6.00
4	16～20	9.40	8.00	5.60
5	21～25	11.20	10.40	4.20
6	26～30	13.40	12.20	3.40
7	31～35	14.80	12.80	2.80
8	36～40	12.80	10.40	2.20
9	41～45	10.00	9.00	1.80
10	46～50	8.20	7.20	1.20
11	51～55	6.20	5.20	1.00
12	56～55	4.80	4.20	0.80
13	61～65	5.60	3.80	0.60
14	66～70	3.40	2.80	0.60

② 拡大係数……枝、葉、根を含む樹木全体の体積に換算する係数

樹種	林齢21年生未満	林齢21年生以上
スギ	1.96	1.54
ヒノキ	1.95	1.56
広葉樹	1.75	1.58

③ 容積密度(t/m<sup>3</sup>)……樹木の1m<sup>3</sup>当たりの乾燥重量

樹種	容積密度
スギ	0.314
ヒノキ	0.407
広葉樹	0.619

④ 炭素含有率……樹木の乾燥重量に占める炭素の比率

全樹種	0.5
-----	-----

⑤ 二酸化炭素換算係数 44/12